

議案第六十七号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年九月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十
四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条第三項又は」を「第十一条第一項の規定による住民基本台帳
の一部の写しの閲覧の請求若しくは法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一
部の写しの閲覧の申出を拒み、又は法」に、「基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧又
は」を「より」に改め、同条第三項を削る。

第八条を次のように改める。

（不適正取得の禁止等）

第八条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票記載事項を取得し、若
しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、
取得目的以外の目的のために当該住民票記載事項により知り得た事項を利用し、若しく
は第三者に提供してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該住民票記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第九条第一項中「前条第二項」の下に「及び法第十一条の二第八項から第十項まで」を加える。

附 則

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十四号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十一条第一項の規定に基づき」を「第十一条の二第一項第三号の規定により」に、「を請求する」を「の申出を行う」に改める。

（提案理由）

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳の閲覧制度の整備を図る等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)</p> <p>第七条 区長は、法第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求若しくは法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を拒み、又は法第十二条第五項（法第二十条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により</p> <p>住民票の写しの交付等の請求を拒むときは、基本的人権の尊重の観点に立って判断しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)</p> <p>第七条 区長は、法第十一条第三項又は</p> <p>第十二条第五項（法第二十条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等の請求を拒むときは、基本的人権の尊重の観点に立って判断しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、被閲覧者を氏名、住所等により</p>

(不適正取得の禁止等)

第八条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2| 区長は、前項の規定に違反する行為（法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るもの

特定しない住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求があつたときは、当該請求について閲覧の制限を行う等必要な措置を講ずることができ。ただし、国又は地方公共団体の職員等が行う職務上の請求その他公益上必要があると認められる請求については、この限りでない。

(不当な目的による取得等の禁止)

第八条 何人も区が保有する住民票記載事項について、不当な目的をもって取得し、又は第三者に譲り渡してはならない。

2| 区長は、前項の規定に違反する行為をしたと認める者に対し、当該住民票記載事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

<p>を除く。)をしたと認める者に対し、当該住民票記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>(関係人に対する調査等)</p> <p>第九条 区長は、前条第二項及び法第十一条の二第八項から第十項までの規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>附則第三項による改正(杉並区事務手数料条例の一部改正)</p> <p>新 条 例</p> <p>(無料取扱い)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に規定する住民基本台帳に記録されている者が、同法第十一条の二第一項第</p>	<p>(関係人に対する調査等)</p> <p>第九条 区長は、前条第二項の規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>旧 条 例</p> <p>(無料取扱い)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に規定する住民基本台帳に記録されている者が、同法第十一条第一項の規定</p>
--	---	---	--

三号の規定により、自己に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合は、無料とする。

に基づき、自己に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する場合は、無料とする。